

第十二号様式（在外投票用投票用紙の様式）（第十六条関係）

その一

表

何選挙在外投票

小

総務大臣印

裏

候補者氏名

○ 注意

候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
候補者でない者の氏名は、書かないこと。

表

何選挙在外投票	選
総務大臣印	

裏

候補者氏名	○ 注意 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
-------	---

表

何選挙在外投票

比

中央選挙管理会印

裏

○ 注意
政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一
つ書くこと。

他の団体又は
その政治名称
の略
は

裏		表
候補者氏名 又は 政党その他の 政治団体の 名称若し くは略称	○ 注意 候補者の氏名を、 欄内に一人書くこと。 又は略称を、 欄内に一つ書くこともできること。	何選挙在外投票 比 中央選挙管理会 印

備考

一 様式その一は衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その二は参議院選挙区選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その三は衆議院比例代表選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その四は参議院比例代表選出議員の選挙の投票用紙の様式である。

二 様式その一から様式その四までによる投票用紙は、事情の許す限り、色の異なる用紙を使用しなければならない。

三 総務大臣の印又は中央選挙管理会の印は、刷り込み式にすることができる。